

釜石市復興推進計画

平成24年7月19日
岩手県釜石市

1 計画の区域

岩手県釜石市港町

2 計画の目標

当市では、港湾周辺を中心部に多くの産業が展開しており、震災により多くの事業所や産業機能が被災し、これに伴い多くの方々が職を失う結果となりました。

住まいの再建とともに、これからの復旧、復興を図っていく上では、これら産業の再生と雇用の場の確保と創出に向け、緊急、かつ中長期的な見通しのもとで取り組むことが必要となっています。

こうした中で、被災した事業所等の早期復旧を支援するとともに、中心市街地の東部地域に大型商業施設を誘致することにより、隣接する既存商店街、飲食店街エリアへの人の流れを創出し、活性化を図ることにより、地域の人々が将来にわたって安心して暮らし、働くことのできる地域づくりを推進します。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

土地の有効活用を行い、商業施設の整備を促進する。

4 復興産業集積区域

釜石市港町二丁目地内の別添地図に示す区域

5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

復興建築物整備事業

① 復興推進事業の内容

4に示す復興産業集積区域において、商業施設を整備するに伴い、将来的には工業立地を目指す、市中心部の土地の有効活用にも資する目的で、工業専用地域においても、周辺の商業地域との相乗効果を図るため、商業施設の整備を促進するため用途制限の緩和を行う。

② 実施主体
釜石市

③ 特別の措置の内容

岩手県知事が、認定復興推進計画に定められた復興建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行う。

* 建築物の整備に関する基本方針

釜石東部地区の工業専用地域（釜石市港町二丁目地内）において、大規模商業施設を整備することとする。

6 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、既存商店街や飲食街の活性化が期待されるとともに、地場企業の体力強化に寄与するものである。

これらの効果は釜石市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものである。

7 その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、岩手県の意見を聴取した。